

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、予防接種に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

枚方市長

## 公表日

令和8年3月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から、市内に在住する者に対し、予防接種の実施その他必要な措置を講じることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。</p> <p>【事務の概要】</p> <p>①予防接種の対象者への各種通知            ②予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施            ③接種費用の徴収            ④予防接種歴の登録、管理            ⑤医療機関に対する予防接種の実施委託料の支払            ⑥健康被害救済対象者への給付</p> <p>【個人番号利用事務】</p> <p>個人番号は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次に掲げる事務において利用する。</p> <p>①予防接種の実施の周知:住民基本台帳情報から抽出した予防接種の対象者に通知し、予防接種の種類、実施場所、実施期間等を周知する。            ②予防接種歴の管理:健康管理システムに予防接種の実施記録を登録し、予防接種歴を管理する。            ③未接種者に対する接種勧奨:健康管理システムを使用して抽出した未接種者に通知し、予防接種を受けよう勧奨する。            ④接種費用の免除:接種費用の免除申請者等の個人住民税の課税状況、生活保護等の受給状況を確認し、免除対象者には無料接種券を発行する。</p>
③システムの名称	健康管理システム、庁内連携システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表 14の項、126の項</li> <li>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2</li> <li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、27から29の項、153の項</li> </ul> <p>【提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、26の項、153の項、154の項</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	枚方市 健康福祉部 保健所
②所属長の役職名	保健予防課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号573-1197 大阪府枚方市禁野本町2丁目13番13号 枚方市 健康福祉部 保健所 保健予防課長
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から、市内に在住する者に対し、予防接種の実施その他必要な措置を講じることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。</p> <p>&lt;事務の概要&gt;</p> <p>①予防接種の対象者に予防接種の勧奨            ②委託医療機関で予防接種の実施            ③接種費用免除者意外の被接種者から実費の徴収            ④予防接種歴の登録            ⑤委託料の支払い            ⑥健康被害救済対象者への給付</p> <p>&lt;個人番号利用事務&gt;</p> <p>個人番号は、予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に基づき、以下の事務に利用する。(法的根拠)番号法第9条第1項</p> <p>①予防接種周知のための個別通知:住民基本台帳情報により予防接種対象者を抽出、予防接種の種類、実施場所、実施期間等を周知する。            ②予防接種の履歴の管理:委託医療機関で実施した予防接種記録を予防接種システムに登録し、管理する。            ③未接種者に対する接種勧奨:接種勧奨を要する予防接種については、予防接種システムより未接種者リストを作成し、接種勧奨の個別通知を実施。            ④予防接種費用の実費徴収:予防接種費用免除希望者の申請に基づき市民税、生活保護状況を確認し、免除の可否を決定し、無料接種券を発行する。</p>	<p>感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から、市内に在住する者に対し、予防接種の実施その他必要な措置を講じることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。</p> <p>&lt;事務の概要&gt;</p> <p>①予防接種の対象者への各種通知            ②予防接種の実施            ③接種費用の徴収            ④予防接種歴の登録、管理            ⑤医療機関に対する予防接種の実施委託料の支払            ⑥健康被害救済対象者への給付</p> <p>&lt;個人番号利用事務&gt;</p> <p>個人番号は、予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次に掲げる事務において利用する。</p> <p>①予防接種の実施の周知:住民基本台帳情報から抽出した予防接種の対象者に通知し、予防接種の種類、実施場所、実施期間等を周知する。            ②予防接種歴の管理:健康管理システムに予防接種の実施記録を登録し、予防接種歴を管理する。            ③未接種者に対する接種勧奨:健康管理システムを使用して抽出した未接種者に通知し、予防接種を受けるよう勧奨する。            ④接種費用の免除:接種費用の免除申請者等の個人住民税の課税状況、生活保護等の受給状況を確認し、免除対象者には無料接種券を発行する。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事項を定める命令 第10条	・番号法別表第1の10の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の6の項(同条例施行規則第7条)	事後	
平成29年1月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法 第19条第7号 別表第二の17,18,19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条	【照会】 ・番号法別表第2の16の2、17、18、19の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の3、13条、13条の2) 【提供】 ・同表の16の2の項(同命令第12条の2)	事前	
平成29年7月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健センター課長 橋本 美弥子	課長 栃川 和宏	事後	
平成29年7月12日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年1月20日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年7月12日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年1月20日時点	平成29年6月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第1の10の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条)</li> <li>・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の6の項(同条例施行規則第7条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第1の10の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条)</li> <li>・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の6の項(同条例施行規則第7条)</li> <li>・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の16の2、17、18、19の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の3、13条、13条の2)</li> </ul>	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	保健センター課長 栃川 和宏	保健センター課長	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<b>【提供】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同表の16の2項(同命令第12条の2)</li> </ul>	<b>【提供】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同表の16の2、16の3の項(同命令第12条の2、第12条の2の2)</li> </ul>	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点か	2017/6/1	2019/1/1	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点か	2017/6/1	2019/1/1	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策	なし	項目追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>【個人番号利用事務】 個人番号は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次に掲げる事務において利用する。</p> <p>①予防接種の実施の周知:住民基本台帳情報から抽出した予防接種の対象者に通知し、予防接種の種類、実施場所、実施期間等を周知する。</p> <p>②予防接種歴の管理:健康管理システムに予防接種の実施記録を登録し、予防接種歴を管理する。</p> <p>③未接種者に対する接種勧奨:健康管理システムを使用して抽出した未接種者に通知し、予防接種を受けるよう勧奨する。</p> <p>④接種費用の免除:接種費用の免除申請者等の個人住民税の課税状況、生活保護等の受給状況を確認し、免除対象者には無料接種券を発行する。</p>	<p>【個人番号利用事務】 個人番号は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次に掲げる事務において利用する。</p> <p>①予防接種の実施の周知:住民基本台帳情報から抽出した予防接種の対象者に通知し、予防接種の種類、実施場所、実施期間等を周知する。</p> <p>②予防接種歴の管理:健康管理システムに予防接種の実施記録を登録し、予防接種歴を管理する。</p> <p>③未接種者に対する接種勧奨:健康管理システムを使用して抽出した未接種者に通知し、予防接種を受けるよう勧奨する。</p> <p>④接種費用の免除:接種費用の免除申請者等の個人住民税の課税状況、生活保護等の受給状況を確認し、免除対象者には無料接種券を発行する。</p>	事後	
令和3年4月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第1の10の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条)</li> <li>・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の6の項(同条例施行規則第7条)</li> <li>・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の16の2、17、18、19の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の3、13条、13条の2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第1の10、93の2の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、67条の2)</li> <li>・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の6の項(同条例施行規則第7条)</li> <li>・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の16の2、17、18、19、115の2の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2)</li> </ul>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【照会】 ・番号法別表第2の16の2、17、18、19の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の3、13条、13条の2) 【提供】 ・同表の16の2、16の3、115の2の項(同命令第12条の2、第12条の2の2)	【照会】 ・番号法別表第2の16の2、17、18、19、115の2の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2) 【提供】 ・同表の16の2、16の3、115の2の項(同命令第12条の2、第12条の2の2、59条の2)	事後	
令和3年4月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	枚方市 健康部 保健所 保健センター	枚方市 健康福祉部 地域健康福祉室(母子保健担当)	事後	
令和3年4月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健センター課長	地域健康福祉室(母子保健担当)課長	事後	
令和3年4月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号573-1197 大阪府枚方市禁野本町2丁目13番13号 枚方市役所 健康部 保健所 保健センター	郵便番号573-1197 大阪府枚方市禁野本町2丁目13番13号 枚方市 健康福祉部 地域健康福祉室(母子保健担当)	事後	
令和3年4月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点か	平成31年1月1日時点	令和3年2月15日時点	事後	
令和3年4月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点か	平成31年1月1日時点	令和3年2月15日時点	事後	
令和3年8月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【事務の概要】 ①予防接種の対象者への各種通知 ②予防接種の実施 ③接種費用の徴収 ④予防接種歴の登録、管理 ⑤医療機関に対する予防接種の実施委託料の支払 ⑥健康被害救済対象者への給付	【事務の概要】 ①予防接種の対象者への各種通知 ②予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施 ③接種費用の徴収 ④予防接種歴の登録、管理 ⑤医療機関に対する予防接種の実施委託料の支払 ⑥健康被害救済対象者への給付	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月16日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第1の10、93の2の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、67条の2)</li> <li>・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の6の項(同条例施行規則第7条)</li> <li>・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の16の2、17、18、19、115の2の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第1の10、93の2の項</li> <li>・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する法別表第2の16の2、17、18、19、115の2の項</li> </ul>	事後	
令和8年3月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第1の10、93の2の項</li> <li>・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する法別表第2の16の2、17、18、19、115の2の項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表 14の項、126の項</li> <li>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2</li> <li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> </ul>	事後	重要な変更にあたらないため。
令和8年3月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第2の16の2、17、18、19、115の2の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2)</li> </ul> <p>【提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同表の16の2、16の3、115の2の項(同命令第12条の2、第12条の2の2、59条の2)</li> </ul>	<p>【照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、27から29の項、153の項</li> </ul> <p>【提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、26の項、153の項、154の項</li> </ul>	事後	重要な変更にあたらないため。
令和8年3月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	<ul style="list-style-type: none"> <li>①枚方市 健康福祉部 地域健康福祉室(母子保健担当)</li> <li>②地域健康福祉室(母子保健担当)課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①枚方市 健康福祉部 保健所</li> <li>②保健予防課長</li> </ul>	事後	重要な変更にあたらないため。
令和8年3月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報ファイルを取扱いに関する問合せ	<p>郵便番号573-1197 大阪府枚方市禁野本町2丁目13番13号 枚方市 健康福祉部 地域健康福祉室(母子保健担当)</p>	<p>郵便番号573-1197 大阪府枚方市禁野本町2丁目13番13号 枚方市 健康福祉部 保健所 保健予防課長</p>	事後	重要な変更にあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月24日	Ⅱ しきい値判断 1. 対象人数いつ時点の集計か	2021/2/15	2026/2/1	事後	重要な変更にあたらないため。
令和8年3月24日	Ⅱ しきい値判断 2. 取扱者数いつ時点の集計か	2021/2/15	2026/2/1	事後	重要な変更にあたらないため。
令和8年3月24日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		【新規項目】 十分である	事後	重要な変更にあたらないため。
令和8年3月24日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		【新規項目】 ①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	重要な変更にあたらないため。
令和8年3月24日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		【新規項目】 全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	重要な変更にあたらないため。